

別紙

諮問第1392号

答 申

#### 1 審査会の結論

「被措置児童等虐待通告・届出受理票兼通知書」外23件を一部開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成31年4月12日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し3件の被措置児童等虐待通告に係る事案（以下「本件3事案」という。）を特定し、別表2に掲げる各対象公文書に対して、「非開示部分」欄に記載した各項目を、非開示理由である条例7条1号、2号及び6号にそれぞれ該当する部分について非開示とする、一部開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月16日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関からの弁明書を令和元年10月16日、理由説明書を令和3年4月12日にそれぞれ收受し、審査請求人からの反論書を令和元年11月15日に收受した。

審査会は、本件審査請求について、令和3年4月26日（第189回第三部会）から同年6月22日（第191回第三部会）まで、3回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 被措置児童等虐待の防止等に係る事務について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）は、第2章第7節において「被措置児童等虐待の防止等」を規定し、同法33条の10において、「被措置児童等」及び「被措置児童等虐待」について定め、同法33条の11では、当該被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為を禁じている。

また、同法33条の12第1項では、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等に通告することが義務付けられているほか、同条3項では、被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所等に届け出ることができる旨、定めている。

さらに、同法33条の13では、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等が前条1項の規定による通告又は同条3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない旨、定めている。

児福法33条の14第1項においては、都道府県は、当該通告、届出等を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出等又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする旨、定めている。また、同法33条の15第2項では、都道府県知事は同法33条の14第1項又は2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない旨定め、同条3項において都道府県児童福祉審議会は、当該報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる旨、定めている。

なお、児福法33条の16では、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、

被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする旨、定めている。

実施機関は、上記児福法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等に基づき、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する等被措置児童等虐待防止対策事務を行っている。

本件各対象公文書は、本件開示請求で求めている特定の期間（○年○月○日から○月○日までの間）において受理した本件3事案について、児福法等に基づき作成された公文書である。

#### イ 本件各対象公文書及び各非開示部分について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、別表2に掲げる本件対象公文書1から8までを特定し、それぞれの非開示部分及び非開示理由について、同表に示すとおり、非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

審査会が本件対象公文書1から8までを見分したところ、いずれも児福法33条の12で定める通告に基づいた被措置児童等虐待に係る事案として、児福法33条の14及び同法33条の15に基づき作成及び取得された公文書であることが認められたことから、本件開示請求に対して、実施機関が本件対象公文書1から8までを特定したことは妥当であると認められる。

#### ウ 本件非開示部分の非開示妥当性について

##### （ア）審査請求人の主張について

本件一部開示決定に対する審査請求人の審査請求書及び反論書における主張については、これらを要約すると次のとおりである。

- a 実施機関は弁明書において、児福法33条の13本文を挙げ、当該情報を開示した場合、通告した者の特定につながる可能性があり、同条の規定に反するおそれがあるとして、条例7条1号により非開示としている。しかし、通告者本人が開示請求をしている場合、このおそれがないことは明白であり非開示理由に該当しない。また、児福法1条には、「適切に養育されること、その生活を保障されること」が掲げられているが、通告者本人が開示要求している場合、適切に養育され

ること、その生活を保障されることという児福法の趣旨を害することはなく、むしろ被措置児童等虐待をめぐる適切な対応を都が取っているか否かを検証することにより、児童の適切な養育の実現に資することになる。

したがって、特に通告者本人が開示請求している場合には、実施機関の弁明書での主張は当たらない。

- b 実施機関は弁明書において、開示することにより、今後関係者や関係機関への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非開示にしている。

しかし、どのような調査がなされ、どのような指導がなされたかは、児福法1条に記載された適切な養育がなされているかを国民が監視する重要な意義を有している。また、今後の調査への協力については、そもそも被措置児童等虐待の発生を防止すべき立場にある施設や、被措置児童等虐待が禁止されている施設職員（児福法33条の11）は、被措置児童等虐待が発生した場合には、都による状況の把握その他事実確認の措置（児福法33条の14第1項）が予定されているのであるから、調査協力は当然求められるべき立場のものであり、調査に協力しないときは、都は、措置権者であり施設に対して監督責任を負う立場として、その旨の公表も含めペナルティを科すことで十分適正な事務の遂行を図れるのである。また、虐待がなかったのであれば、施設名や虐待の有無を開示した方が、今後もきちんと調査に協力することにより事実を明らかにすることができるとして関係機関の信頼を得ることができるようになる。一方、虐待が認定された場合には、開示した方が、適切な養育という児福法の趣旨を全うする。したがって、実施機関の主張は妥当ではない。

- c 実施機関は、各非開示部分について全体で一つの情報をなしており、一部であろうとも他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることを主張している。しかし、「通告・届出内容」や「備考」等について、開示しただけでは個人を特定することはできない。仮に個別の場所や個人名が記載されているなど、個人の特定につながる情報が記載されているのであれば、当該部分のみ

非開示とすれば足りる。全体として一つの情報というが、一部を開示しただけでは全体が明らかになるわけではなく、個人が特定されない限りでの一部開示は可能である。

「児童名」の一部を開示しても、東京都の児童養護施設は63施設で定員は3,213名もあるのだから、特定は不可能である。特定に至る可能性と言っているが、その中から1人を特定することは不可能である。虐待認定された場合でも、都では公開していないというが、児福法の趣旨である児童の適切な養育との観点からは、公表という制裁があることにより虐待が防止されることになり、公表されるのが適切である。誤った慣行に則って非開示とすることは児福法の趣旨に反する。実施機関は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別すると主張しているが、児童の氏名の一部についてであれば、他の情報と照合しても個人が特定されることは難しい。

#### (イ) 実施機関の説明

実施機関における本件対象公文書1から8までにおける、各非開示部分については、別表2に示す本件非開示情報1から8まで（以下まとめて「本件各非開示情報」という。）のとおりである。

#### (ウ) 審査会の検討

##### a 本件各対象公文書及び本件各非開示情報について

審査会が本件対象公文書1から8までを見分した結果は、次のとおりである。

##### (a) 本件対象公文書1及び本件非開示情報1について

本件対象公文書1は、児福法33条の12における通告、届出に基づき、同法33条の14により被措置児童等虐待に係る被措置児童等ごとに作成される公文書である。受付日時、受理者、所属、通告・届出内容、子どもについて、虐待（疑い）者について、通告者、備考の各欄（以下まとめて「本件非開示情報1」という。）から構成されており、本件3事案について、いずれも当該被措置児童等虐待事案に係る被措置児童等を中心として記載されていることが確認された。

##### (b) 本件対象公文書2及び本件非開示情報2について

本件対象公文書2は、被措置児童等虐待事案の被措置児童等ごとに実施機関において作成された被措置児童等虐待通告緊急受理会議録である。児童名、施設名、里親名、担当児相、出席者、会議内容の各欄及び欄外の開催日（以下まとめて「本件非開示情報2」という。）から構成されており、本件3事案について、いずれも当該被措置児童等虐待事案に係る被措置児童等を中心として、今後の調査、対応方針、評価・判断等に関して記載されていた。

また、当該会議は、通告、届出があった際には速やかに開催されるものであるものの、欄外の開催日には、それぞれの被措置児童等虐待事案の軽重に応じた同会議の開催日が記載されていた。

(c) 本件対象公文書3及び本件非開示情報3について

本件対象公文書3は、被措置児童等虐待事案について、毎月、東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会（以下「権利擁護部会」という。）に報告するために作成された公文書である。

児童、施設、虐待の内容、通告等、受理報告等の件数、都が講じた措置、備考、No.の各欄（以下まとめて「本件非開示情報3」という。）から構成されており、下段には実際の被措置児童等虐待事案が数件掲載されている。

なお、「受理報告等の件数」には、本件開示請求に係る特定の月における被措置児童等虐待事案の受理報告、調査結果報告、それら年度における累計及び未報告の各件数が記載されている。

これら情報は同部会への報告として、一部は伏字として記載されているが、それ以外には各虐待事案の内容について詳細に記載されており、また必ずしも当月中に発生した事案だけが記載されているものではなく、被措置児童等虐待事案の軽重により通告月が異なる事案についても記載されている。

さらに「受理報告等の件数」には、それら事案の軽重に基づく進捗状況がそのまま反映されていることが確認された。

(d) 本件対象公文書4及び本件非開示情報4について

本件対象公文書4は、被措置児童等虐待事案の被措置児童等ごとに作成された公文書で、児童名、性別、年齢、生年月日、施設名、虐待有無、受理年月日、

記録者、経過記録、No.の各欄（以下まとめて「本件非開示情報4」という。）から構成されており、被措置児童等虐待に関する通告の受理後から、その後の各種調査、会議の開催等の進捗・経過状況について時系列的に記録されたものであることが確認された。

（e）本件対象公文書5及び本件非開示情報5について

本件対象公文書5は、被措置児童等虐待事案の被措置児童等ごとに作成された公文書であり、被措置児童等虐待に係る児童の氏名、調査記録内容、調査形態、実施日時、調査場所、調査者、対象者の各欄及び欄外の記載部分（以下まとめて「本件非開示情報5」という。）から構成されている。

本件非開示情報5は、いずれも当該被措置児童等虐待事案に係る被措置児童等を中心に人定事項や心情、供述等が記載されており、各関係者等への調査、聞き取り等の内容も詳細に記録され、それら調査等の対象者の個人情報（経歴、同児童との関係性等）も記載されていることが確認された。

（f）本件対象公文書6及び本件非開示情報6について

本件対象公文書6は、被措置児童等虐待事案の被措置児童等ごとに、当該被措置児童等虐待事案において事実確認や被措置児童等に対する保護等、必要な措置を講じたことについて権利擁護部会に報告する内容が記載された公文書である。

当該公文書は、子供について、虐待（疑い）者について、通告内容及び子供の状態、東京都が行った対応・今後の方針等、施設等が行った対応・今後の方針等、該当・非該当の判断案、児福審報告年月日、担当児童相談所、受理年月日、通告・届出受理機関、No.の各欄及び欄外の報告月日（以下まとめて「本件非開示情報6」という。）により構成されている。いずれも、被措置児童等虐待事案に係る被措置児童等を中心とした記載となっており、これまでの調査、対応等について取りまとめられたものであることが確認された。

（g）本件対象公文書7及び本件非開示情報7について

本件対象公文書7は、本件対象公文書6により権利擁護部会に報告された内

容及び同部会により聴取した意見について記載された公文書である。

なお、本件対象公文書7は、「児童福祉審議会への意見聴取内容」欄（以下「本件非開示情報7」という。）以外の各欄については、本件非開示情報6と同一であり、非開示部分及び非開示理由についても同様である。

本件非開示情報7については、いずれも当該被措置児童等虐待事案について、権利擁護部会の具体的な意見内容が記載されていることが確認された。

(h) 本件対象公文書8及び本件非開示情報8について

本件対象公文書8は、各被措置児童等虐待事案の調査等において、実施機関がそれぞれの必要性に基づき取得した、本件対象公文書1から7まで以外の公文書である。これら文書には、被措置児童等の手書きのメモ等をはじめ、被措置児童等、通告者、虐待（疑い）者及びその他関係者に関する情報（以下まとめて「本件非開示情報8」という。）が多く含まれたものであることが確認された。

b 本件各非開示情報の非開示妥当性について

(a) 本件非開示情報1から8までの非開示妥当性について

本件非開示情報3のうち、「受理報告等の件数」の非開示妥当性については、次の(b)において述べることとし、それ以外の本件非開示情報1から8までについては、前記のとおり、本件3事案についてそれぞれの被措置児童等虐待事案に係る被措置児童等を中心に、通告者、虐待（疑い）者等の情報が一体のものとして各項目に記載されていることが確認された。

また、これら情報には、氏名、生年月日等それだけで特定の個人を識別できる情報のほか、本件各非開示情報が、特定の期間中における本件3事案に係る被措置児童等に関する情報であることを踏まえると、実施機関の主張のとおり、周辺者など一定範囲の者にとっては特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

なお、審査請求人は、反論書において、通告者本人が開示請求をしている場合には、非開示の趣旨である通告者の保護などは適用されないのであるから、非開示とする理由はないと主張している。

しかしながら、条例5条では何人にも開示請求権を認めており、同7条においては、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならないと規定しており、非開示を規定するそれら各号には、開示請求をする者の立場に応じて開示・非開示を判断する規定はないことから、審査請求人の主張は認められない。

これを踏まえると、開示請求においては、様々な立場の者が様々な目的で開示請求をする可能性があることから、実施機関が主張するように特定の個人について識別可能性を判断するに当たって照合される「他の情報」とは、必ずしも一般の人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報に限られず、当該個人情報の周辺者、近親者、関係者のみが知り得る情報等をも含むと解すべきであり、実施機関の主張のとおり、当該虐待事案の周辺者等、限られた者からの開示請求の場合には、これらの者がいかなる他の情報を保有しているのか不明であることからすれば、当該虐待に係る被措置児童等及び通告者等の個人識別可能性を否定することはできず、条例7条2号に該当するとして非開示とした判断は首肯することができる。

また、本件各非開示情報は、特定の被措置児童等虐待事案に関する情報であり、その中には、前記のとおり、虐待に係る被措置児童等の個人情報のほか、同一の施設に入所する他の被措置児童、児福法により他に漏らしてはならないと規定されている通告者、調査の結果虐待事案には該当しないと判断された関係者等の個人情報も多く含まれており、これらの情報は、個人の人格と密接に関わる機微な情報を含むものであることから、その取扱いは、特に慎重でなければならない。

仮に、審査請求人が反論書において主張するところの「一部を開示しないことにより、個人を特定することは防げる。また、全体で一つの情報をなしているのであれば、そのうちの一部だけ開示しても全体が見えない以上、個人の特定をすることは不可能である。」との考え方に立脚して識別可能性が否定されたとしても、本件各非開示情報は、虐待に係る被措置児童等個人の人格と密接に関わる機微な情報を含んでいることから、条例7条2号本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

(b) 「受理報告等の件数」の非開示妥当性について

次に、本件非開示情報3のうち、「受理報告等の件数」について検討する。

審査請求人は、実施機関では被措置児童等虐待事案の公表を行っており、通告件数や受理件数を明らかにしても、公にすることによって今後の調査の適正な遂行に影響があるとは考えられないため、条例7条6号に基づいて全て非開示とすることは許されない旨、主張している。

そこで審査会は、改めて「受理報告等の件数」について見分したところ、前記a(c)のとおり、当該件数は、本件開示請求に係る特定の月における権利擁護部会への報告に関する件数であることが認められた。

これらそれぞれの件数は、本件対象公文書3の下段に記載された各虐待事案を直接反映した件数となっており、これら各事案は、虐待等事案の軽重によって、異なる月の通告受理に関する事案も記載されているなど、単に報告月中に発生した虐待受理報告件数を画一的に計上しているものではなく、また、児福法33条の16における毎年度公表している被措置児童等虐待事案の公表件数とも異なるものであることが確認された。

これについて実施機関は、毎年度公表している被措置児童等虐待に関する情報とは異なり、公表を前提としていない特定の期間における被措置児童等虐待事案の受理や調査に関する件数であり、個別の具体的な進捗状況等に係る件数を示すものであると説明する。

これを踏まえると、「受理報告等の件数」は、その記載内容から件数自体が、虐待に関する通告を受理してから調査結果報告に至るまでの各事案の進展を表すものであることから、例えば、件数が少ない月が続いた場合、当該件数について翌月、翌々月と照らし合わせればその推移によって被措置児童等虐待事案が特定される可能性があるとして認められる。

そうすると実施機関の説明のとおり、条例7条2号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

更に実施機関は、「受理報告等の件数」について、公表している情報ではないため、開示した場合、当事者や関係者に対する今後の調査や聞き取りにおいて、開示を恐れて必要な協力が躊躇され、得られなくなるなど、被措置児童等虐待

防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例7条6号に該当する旨説明するが、その説明は首肯できるものである。

(c) 条例7条2号ただし書該当性について

審査会が見分したところ、本件各非開示情報は、いずれも前記a並びにb(a)及び(b)のとおり、被措置児童等虐待事案に関する情報であるため、条例7条2号ただし書のいずれにも該当するものではないと認められる。

(d) 条例8条2項及び9条の該当性について

審査請求人は、非開示部分について「仮に個別の場所や個人名が記載されているなど、個人の特定につながる情報が記載されているのであれば、当該部分のみ非開示とすれば足りる。全体として一つの情報というが、一部を開示しただけでは全体が明らかになるわけではなく、個人が特定されない限りでの一部開示は可能である。したがって、非開示とした判断には理由がない。」等と主張する。

そこで、以下条例8条2項による開示について検討する。

前記a並びにb(a)から(c)まで述べたとおり、本件各非開示情報は、被措置児童等虐待事案に関し、個人の人格と密接に関わる機微な情報が含まれていることから、その取扱いは特に慎重でなければならず、審査会が見分したところ、当該各虐待事案の周辺者等一定範囲の者にとっては、その情報から特定の個人を識別することができることとなる情報も含まれていると認められることから、当該各部分を開示する余地があるということとはできない。

また、上記識別部分を除いたその余の各部分についても、これを公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、開示することはできない。

したがって、本件各非開示情報は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例8条2項の規定による一部開示をする余地は認められない。更にその性質を踏まえると、条例9条による公益上の理由による裁量的開示も認められない。

よって、前記(b)のとおり「受理報告等の件数」の非開示妥当性について

は、既に述べたとおり条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当であると認められるものであるが、それ以外の本件各非開示情報については、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例7条1号及び6号について論ずるまでもなく非開示が妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表1 本件開示請求

開示請求の内容
○年○月○日から○月○日までの間に、被措置児童等虐待に係る通告を受けて、東京都が調査した資料

別表2 本件各対象公文書並びにそれぞれの非開示部分及び非開示理由

被措置児童等虐待通告・届出受理票兼通知書（本件対象公文書1）	
非開示部分	非開示理由
<p>受付日時、受理者、所属、通告・届出内容、子どもについて、虐待（疑い）者について、通告者、備考</p> <p>（まとめて「本件非開示情報1」という。）</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>（1）当該虐待に係る被措置児童等、虐待（疑い）者及び通告者（以下「当該虐待被措置児童等」という。）を識別することができることとなり、又は当該虐待事案の周辺者や関心を持つ者等が、これら情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待に係る被措置児童等の虐待案件を特定し、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>（2）当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待に係る被措置児童等及び通告者を識別することができることにより、今後、被措置児童等虐待事案における被措置児童等及び通告者が報復や好奇の目を恐れて通告・届出を躊躇・断念してしまうなど、制度・事務に対する信用を失うこととなり、本来保護すべき被措置児童等を保護することができなくなるなど、被措置児童等虐待防</p>

	止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。
本件非開示情報1のうち、 通告者	【条例7条1号】 通告者を識別することができることにより、児童福祉法33条の13の規定に反することとなるため。

被措置児童等虐待通告緊急受理会議録（本件対象公文書2）	
非開示部分	非開示理由
児童名、施設名、里親名、担当児相、出席者、会議内容、欄外の非開示とした部分  （まとめて「本件非開示情報2」という。）	<p>【条例7条2号】</p> <p>(1) 当該虐待被措置児童等を識別することができることとなり、又は当該虐待事案の周辺者や関心を持つ者等がこれら情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>【条例7条6号】</p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、当該虐待事案の周辺者等から当該担当宛に直接の問合せ、虐待事案の判断等に関する牽制、及び関係者からの調査、聞き取りにおける今後の開示等を恐れて必要な協力が躊躇され、その結果、的確な情報が得られなくなるなど、迅速な調査、対応、判断を行わなければならない被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p>

東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 受理報告（本件対象公文書3）

非開示部分	非開示理由
<p>児童、施設、虐待の内容、通告等、受理報告等の件数、都が講じた措置、備考、No.  （まとめて「本件非開示情報3」という。）</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>(1) 当該虐待事案の周辺者や関心を持つ者等が、これらの情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報が含まれていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>本件非開示情報3のうち、施設、虐待の内容、通告等、受理報告等の件数、都が講じた措置、備考、No.</p>	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて、今後の開示を恐れて必要な協力が躊躇され、その結果、的確な情報が得られなくなるなど、被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p>

経過記録（本件対象公文書4）

非開示部分	非開示理由
<p>児童名、性別、年齢、生年月日、施設名、虐待有無、受理年月日、記録者、経過記録、No.  （まとめて「本件非開示情報4」という。）</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>(1) 当該虐待被措置児童等を識別することができることとなり、又は当該虐待事案の周辺者等が、これら情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接</p>

	<p>に関わる機微な情報が含まれていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>本件非開示情報4のうち、 施設名、虐待有無、受理年月日、記録者、経過記録、No.</p>	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、被措置児童等虐待事案における被措置児童等及び通告者等が報復や好奇の目を恐れて通告・届出を躊躇・断念し、又は当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて今後の開示を恐れて必要な協力を躊躇してしまうなどし、その結果、的確な情報が得られなくなるなど被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p>

被措置児童等虐待調査記録（本件対象公文書5）	
非開示部分	非開示理由
<p>児童氏名、調査記録内容、調査形態、実施日時、調査場所、調査者、対象者、欄外の非開示とした部分 (まとめて「本件非開示情報5」という。)</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>(1) 当該虐待被措置児童等を識別することができることとなり、又は当該虐待事案の周辺者等が、これら情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>本件非開示情報5のうち、 調査形態、実施日時、調査場所、調査者、対象者、調査記録内容、</p>	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、被措置児童等虐待事案における被措</p>

欄外の非開示とした部分	置児童等及び通告者等が報復や好奇の目を恐れて通告・届出を躊躇・断念し、又は当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて今後の開示を恐れて必要な協力を躊躇してしまうなどし、その結果、的確な情報が得られなくなるなど被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。
-------------	---

東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会結果報告（本件対象公文書6）	
非開示部分	非開示理由
<p>子供について、虐待（疑い）者について、通告内容及び子供の状態、東京都が行った対応・今後の方針等、施設等が行った対応・今後の方針等、該当・非該当の判断案、児福審報告年月日、担当児童相談所、受理年月日、通告・届出受理機関、No.、欄外の非開示とした部分（まとめて「本件非開示情報6」という。）</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>(1) 当該虐待被措置児童等を識別することができることとなり、又は当該虐待事案の周辺者等が、これら情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>本件非開示情報6のうち、該当・非該当の判断案、担当児童相談所、受理年月日、通告・届出受理機関、No.、虐待（疑い）者について、通告内容及び子供の状態、東京都が行った対応・今後の方針等、施設等が行った対応・今後の方針等</p>	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、被措置児童等虐待事案における被措置児童等及び通告者等が報復や好奇の目を恐れて通告・届出を躊躇・断念し、又は当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて今後の開示を恐れて必要な協力を躊躇してしまうなどし、その結果、的確な情報が得られなくなるなど被措置児童等虐</p>

	待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。
本件非開示情報6のうち、 児福審報告年月日、欄外の非開示とした部分	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>児童福祉審議会の開催状況が明らかとなり、これらの情報と他の情報とを照合することにより、当該被措置児童等を識別することができ、その結果、直接、当該虐待事案の周辺者等からの問合せ、虐待事案の判断等に関する牽制等が行われるなど、被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p>

被措置児童等虐待の状況報告（本件対象公文書7）	
非開示部分	非開示理由
非開示部分及び非開示理由については、以下の「児童福祉審議会への意見聴取内容」を除き、前記本件対象公文書6と同じ。	
児童福祉審議会への意見聴取内容 （「本件非開示情報7」という。）	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>(1) 当該虐待事案の周辺者や関心を持つ者等が、これらの情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、被措置児童等虐待事案における被措置児童等及び通告者等が報復や好奇の目を恐れて</p>

	<p>通告・届出を躊躇・断念し、又は当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて今後の開示を恐れて必要な協力を躊躇してしまうなどし、その結果、的確な情報が得られなくなるなど被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p>
--	--

関係資料文書（本件対象公文書 8）	
非開示部分	非開示理由
<p>関係資料文書の全て （「本件非開示情報 8」という。）</p>	<p><b>【条例 7 条 2 号】</b></p> <p>(1) 当該虐待事案の周辺者等が、これらの情報と他の情報とを照合することにより、当該虐待被措置児童等、及びその他関係者を識別することができることとなるため。</p> <p>(2) 当該虐待被措置児童等の個人の人格と密接に関わる機微な情報が含まれていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p><b>【条例 7 条 6 号】</b></p> <p>当該虐待被措置児童等を識別することができることにより、被措置児童等虐待事案における被措置児童等及び通告者等が報復や好奇の目を恐れて通告・届出を躊躇・断念し、又は当事者や関係者に対する調査、聞き取りにおいて今後の開示を恐れて必要な協力を躊躇してしまうなどし、その結果、的確な情報が得られなくなるなど被措置児童等虐待防止対策に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため。</p> <p><b>【条例 7 条 1 号】</b></p>

	通告者を識別することができることにより、児童福祉法33条の13の規定に反することとなるため。
--	--